

八戸市農業委員会3月総会議事録

日時：令和2年3月13日（金）午後1時25分

場所：八戸市庁別館2階会議室C

出席委員

農業委員 18名中18名

1 番 三浦 豊 出	2 番 籠田 悦子 出	3 番 木村 武美 出	4 番 馬場 豊 出
5 番 ー	6 番 内沢 豊 出	7 番 谷地 秀典 出	8 番 村上 正憲 出
9 番 西野 茂雄 出	10 番 明戸 政勝 出	11 番 山内 光興 出	12 番 加藤 浩幸 出
13 番 松橋 剛志 出	14 番 寺沢 和則 出	15 番 赤坂 英夫 出	16 番 阿達 福壽 出
17 番 狛守 文宏 出	18 番 長根 昭男 出	19 番 中村 正記 出	

農地利用最適化推進委員 22名中20名

1 番 木村 弁一 出	2 番 坂下 彌一 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 田名部 浩 出
5 番 澤向 敏一 出	6 番 清川 新一 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 田中 忠二 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 橋 由正 出	14 番 荒川 喜一郎 出	15 番 高橋 勝男 出	16 番 高橋 政典 出
17 番 金谷 由松 出	18 番 坂 文雄 出	19 番 松倉 賢六 欠	20 番 上明戸 桂 出
21 番 森 庄次郎 出	22 番 森 光男 欠		

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農政GL）村上 司、農地GL 川名 雅之、
主幹 大里 知矢、主査 菅原 理恵、技師 深堀 成美、主事 寺地 圭次

上村事務局長

それでは、総会を開会いたします。

本日は、松倉賢六推進委員、森光男推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

上村事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第 12 号、令和元年度第 11 号八戸市農用地利用集積計画の決定につきまして、農業委員が当事者となっている事案があり、議事参与の制限に該当いたしますので、馬場委員は、当該事案の説明の際、会長の案内により御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

上村事務局長

会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。

次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

新型コロナウイルスの話ですが、体力があれば大丈夫だということですので、私たち農作業する上で、体力をつけて、元気をつけていきたいと思っております。そして、この憲章を元気に言うことによって、気合が入ると思っておりますので、今回も元気で唱和をお願いします。

【憲章唱和】

上村事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

会長

本日は年度末のお忙しい中、また、コロナウイルス感染拡大で不安の中、御出席いただきましてありがとうございます。感染拡大の報道が毎日行われておりますが、マスク不足、一斉休校、大規模イベントの自粛等、生活、経済に様々な影響が出始めております。影響を真っ先に受けるのは、弱者からだと思っております。

す。早くワクチンや特効薬が開発され一刻も早く収束し、普通の生活ができるようになることを願います。基本的な予防策である手洗いやうがいをしっかりやっていきたいと思っております。そして、3月11日には、東日本大震災の発生から、9年を迎えました。原発事故は汚染水の問題等を抱え、廃炉にはまだまだ先の見えない状況だと思っております。東京オリンピックは震災からの復興オリンピックと言われておりますが、華やかな中に様々な災害が隠れることなく、安全で安心に暮らせることができるように願っております。話が長くなりますが、後一つ、皆様御承知のとおり、日本穀物検定協会で県産の青天の霹靂とまっしぐらが特Aに選ばれました。大変嬉しいことだと思っております。まっしぐらが特Aになるとは皆様も思っていなかったでしょう。まっしぐらは県内の作付面積が7割を占めているということで、多収で栽培しやすく、美味しいと三拍子揃いました。後は、値段が上がってくれば、何も言うことはない青森県を代表するお米だと思っております。特Aを励みにこれからも作業をがんばっていきましょう。それでは、本日の議事についても慎重に審議をしていただきますようよろしくお願い致します。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、16番 阿達 福壽 委員、17番 狛守 文宏 委員両氏を指名いたします。

日程第2
会長

次に、日程第2、議案第11号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

荒川委員

荒川から報告いたします。去る2月28日、長根農業委員と市庁別館7階会議室Bにおいて、番号2番、3番を調査してまいりましたので報告します。番号2番と3番は、受人が同一のため、一括して報告します。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条2番、3番

調査には、受人は本人、渡人は代理人が出席しました。受人と渡人の関係は、2番は特になし、3番は親子です。態様別は2番は売買、3番は5年間の使用貸借です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は2番は規模縮小、3番は受人の要望です。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、2番は大根、キャベツ、3番はかぼちゃです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は2番は4km、3番は2kmです。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地なし。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人で、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、軽トラック1台、草刈機3台を所有しており、トラクター1台を父親から借用するそうです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

坂下委員

坂下から報告いたします。去る2月28日、赤坂農業委員と市庁別館7階会議室Bにおいて、番号4番、5番を調査してまいりましたので報告します。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに

土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条4番

番号4番ですが、調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。受人と渡人の関係は親戚です。態様別は売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足です。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、大豆です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例ですが、渡人は平成29年9月と、平成30年5月と、令和2年2月に市街化区域の畑を手放しています。通作距離は1km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。農業経験は3年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男3人、女3人で、農業専従者は男1人、女2人で、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、トラック、トラクター、耕運機を各1台、おじから借用するそうです。

3条5番

番号5番ですが、両者とも本人が出席しました。両者の関係は知人です。態様別は売買で、申請理由は、受人は規模拡大、渡人は受人の要望です。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例ですが、受人は平成31年3月に田を取得しています。通作距離は1km、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は3年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男3人、女3人で、農業専従者は男3人、女3人です。農機具保有状況は、トラクターと軽トラックを各2台、田植機を1台のほか、多数所有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

田中委員

田中から報告いたします。去る2月28日、赤坂農業委員と市庁別館7階会議室Bにおいて、番号6番を調査してまいりましたので報告します。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条6番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。受人と渡人の関係は知人です。態様別は売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は離農のため

です。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、畑については大豆、田については水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は2km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化は上永福寺 102-1 のみあり、その他はなし。休耕地・山林地なし。農業経験は25年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人で、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機を各1台、兄から借用するそうです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

会長

次に、日程第3、議案第12号、令和元年度第11号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、馬場委員が当事者となっている事案がございます。これは、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、その間、馬場委員は退室願います。

(馬場委員退室)

利用集積 13 番	番号 13 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 14 番	番号 14 番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間 15,000 円でございます。 公告年月日は、令和 2 年 3 月 19 日を予定しております。 以上、説明を終わります。
会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。 委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御異議なしと認めます。 よって本案は承認することに決しました。
日程第 4 会長	次に、日程第 4、議案第 13 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。 それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。
長根委員	長根から報告します。去る 2 月 28 日、赤坂委員と市庁別館 7 階会議室 B において、番号 1 番を調査してまいりましたので報告します。 受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。
5 条 1 番	調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は特にあ

りません。態様別は売買です。転用目的は住宅1棟、物置1棟建築です。実施計画は、令和2年4月1日から令和2年10月31日。資金調達計画は自己資金と借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は申請済、埋蔵文化財は区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、隣接地の北側に土留めを設置し、敷地の一部を砂利敷きします。排水については、浄化槽と浸透枡を設置します。立地条件は、青森県立八戸北高校から南東側約260mに位置し、住宅・畑に囲まれ、市道に接続しています。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

以上、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5

次に、日程第5、議案第14号、令和2年度農作業標準賃金の決定についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明願います。

菅原主査

それでは、事務局菅原から御説明いたします。

別冊となっております、議案第 14 号、令和 2 年度農作業標準賃金の決定についての資料を御覧願います。

令和 2 年度農作業標準賃金につきましては、2 月総会の協議案件において、概要を御説明いたしまして、委員の皆様から 2 月 28 日まで意見を募集しておりましたが、意見はありませんでしたので、事務局の案を提出しております。また、2 月総会でも説明しておりますが、標準賃金につきましては、農作業に係るパート雇用や農業機械を伴う受託や委託の料金の参考として毎年定めておりますが、あくまで参考として定めるものですので、実際に作業を依頼する場合は、圃場の条件や作業範囲、消耗品の取扱いなどの諸条件について、事前に当事者間で十分に協議して決定して下さるようお願いしているものです。

それでは、標準賃金の案について御説明いたします。

資料 1 ページの表は、左側から順番に、作業名、標準単位、賃金や料金を記載しております。

1、農作業労働賃金は、農作業を依頼した際の一人 8 時間当たりの賃金を記載しているものです。この労働賃金のうち、米印 1 と表記しているところですが、青森県の最低賃金が 1 時間当たり 790 円となっておりますので、1 日 8 時間労働とし、最低賃金を上回る額として 6,400 円としております。米印 2 と表記しております果樹剪定作業につきましては、一般作業の 1.5 倍となるよう、資料一番下の計算式のとおり計算し、9,500 円としております。

2、農作業受委託料金は、農作業に係る機械代、運転手代、燃料代などを含めた農作業の受託や委託の料金を記載しております。この受委託料金は据え置きし、前年度と同額としております。

なお、これらの米印は、公開する際には記載しないことを申し添えます。

資料の 2 ページ以降は参考資料として 2 月総会と同じ資料を添付しております。2 ページは、過去 10 年間の青森県最低賃金の推移と軽油とレギュラーガソリンの店頭現金価格の推移となっております。資料 3 ページは、当市の過去 10 年間の農作業標準賃金の推移となっております。資料 4 ページ、5 ページは、青森市や弘前市など、県内の主な市とおいらせ町の平成 30 年度と 31 年度の比較

表となっております。資料6ページ、7ページは、三八管内の町村の平成30年度と31年度の比較表となっておりますので、参考としていただければと思います。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6

会長

次に、日程第6、報告第11号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

寺地主事

事務局寺地から御報告いたします。この案件は、相続等届出の2月分でございます。

資料の9ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等15番～30番

今回の届出は、資料9ページ番号15番から資料14ページ番号30番までの計16件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はい

ずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望はございません。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第7、

日程第8

会長

次に、日程第7、報告第12号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、及び日程第8、報告第13号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

寺地主事

事務局寺地から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の2月分でございます。

まず、4条につきまして御報告いたします。資料の15ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条3番

番号3番、転用目的は資材置場でございます。

4条4番

番号4番、転用目的は駐車場でございます。

4条5番

番号5番、転用目的は貸家3棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

4条6番

番号6番、転用目的は駐車場でございます。

続いて、5条につきまして御報告いたします。資料の17ページを御覧願いま

す。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条 12番

番号 12番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条 13番

番号 13番、転用目的は資材置場でございます。

5条 14番

番号 14番、転用目的は宅地分譲でございます。

次ページをお開き願います。

5条 15番、16番

番号 15番、番号 16番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条 17番

番号 17番、転用目的は宅地分譲でございます。

次ページを御覧願います。

5条 18番

番号 18番、転用目的は通路でございます。

5条 19番

番号 19番、転用目的は太陽光発電設備設置でございます。

5条 20番

番号 20番、転用目的は宅地分譲でございます。

次ページをお開き願います。

5条 21番

番号 21番、転用目的は建売住宅1棟建築でございます。

5条 22番

番号 22番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条 23番

番号 23番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条 24番

番号 24番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条 25番

番号 25番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条 26番

番号 26番、転用目的は排水路敷設でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後1時59分)